

令和2年第1回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和2年3月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年3月3日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和2年3月3日	12時16分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員		1番	中村 絵理		2番	天本 勉
職務のため議場に出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田 和彦		（係長） 長野 周次		（書記） 西村 美香子
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財政課長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税務課長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	高木 久幸		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|--------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 副議長の選挙 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第6 | 所信表明 |
| 日程第7 | 一般行政報告 |
| 日程第8 | 教育行政報告 |
| | 提案理由説明 |
| 日程第9 議案第3号 | 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 議案第4号 | 基山町職員定数条例の一部改正について |
| 日程第11 議案第5号 | 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 議案第6号 | 基山町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第13 議案第7号 | 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第14 議案第8号 | 基山町就学指導委員会設置条例の一部改正について |
| 日程第15 議案第9号 | 基山町条例を廃止する条例の一部改正について |
| 日程第16 同意第1号 | 基山町副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第17 同意第2号 | 基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて |
| 日程第18 議案第10号 | 基山中学校校舎大規模改造工事（管理棟）請負契約の変更について |
| 日程第19 議案第11号 | 令和元年度基山町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第20 議案第12号 | 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第21 議案第13号 | 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 議案第14号 | 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第23 議案第15号 | 令和2年度基山町一般会計予算 |
| 日程第24 議案第16号 | 令和2年度基山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第25 議案第17号 | 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計予算 |

- 日程第26 議案第18号 令和2年度基山町下水道事業会計予算
- 日程第27 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第28 予算特別委員会の設置について

～午前9時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和2年第1回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、中村絵理議員と天本勉議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から23日までの21日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

ここで報告事項を申し上げます。

去る令和2年1月24日に久保山義明議員から、1月30日付をもつての議員辞職願が提出され、閉会中につき、1月30日付で議長が許可をいたしましたので、会議規則第98条第2項の規定により報告をいたします。

以上で報告を終わります。

日程第3 副議長の選挙

○議長（品川義則君）

日程第3. 副議長の選挙を行います。

本選挙は、副議長でありました久保山義明議員の議員辞職に伴い、副議長が欠けましたので、その選挙を行うものです。

副議長選挙を行います前に、副議長選挙に対する意思表示をする機会を設けたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。早速、副議長選挙に対する意思表示を行います。

希望者が複数の場合は、議席の若い順にくじを引き、くじの結果の順番により1人5分以内で意思表示を行います。

では、副議長選挙に対する意思表示を希望される議員の起立を求めます。

〔意思表示議員起立〕

○議長（品川義則君）

複数の希望がありますので、順番のくじを行います。議席の若い順番にくじを引いてください。

〔意思表示議員くじ引き〕

○議長（品川義則君）

では、順番に意思表示を行います。

まず最初に、大久保議員の発言を認めます。

○4番（大久保由美子君）（登壇）

皆様おはようございます。このたびの基山町議会副議長選挙に立候補いたしました大久保由美子でございます。立候補するにあたり、所信表明の思いを2つ申し上げます。

まず1つ目は、私は日頃より、議会は町民皆様からの意見や要望を行政や議会に反映していくこと、また、行政のチェック機能を十分に発揮し、しっかりと合意形成を図り、親しみと分かりやすい議会の実現と、さらに情報公開などを進めて町民福祉の増進やまちづくりの発展を目指して取り組みたいと考えております。

そして、皆様御存じ、議員必携に、議長の役目とは議会の活動を主宰し、議会を代表するもので、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する権限を有する。そこで、副議長は議長が事故または欠けたときに議長の職務を行うと明記されております。そのことを念頭に置き、品川議長がこれまで培われてこられた議会運営をしっかりと補佐できるように、中立、公正な立場で、民主的かつ効率的な議会となるよう、日々努力研さんしていきたいと思っております。

2つ目に、基山町は男女共同参画社会の実現に向けて男女が互いに人権を尊重して、性差

による固定観念で物事を決めるのではなく、あらゆる分野で誰もが能力を十分に発揮できるように、また、社会では女性活躍推進法の施行に伴い、理解と協力を得ながら、働きやすい環境づくりを実現していこうとしております。そこで、議会でもさらに女性議員も様々な場において挑戦し、信頼を得て実績を重ねていく必要があると思っております。その思いから副議長に立候補いたしました。

まだまだ経験不足ではございますが、失敗を恐れず、何事にも真摯に取り組み、男女共同参画社会の観点からも、基山町が住みよい魅力あるまちづくりへとつながるよう、誠心誠意努めてまいりたいと思っております。

以上の2つの思いを形にするために、私の所信表明とさせていただきます。どうぞ議員の皆様には御理解、御支援をいただきますように、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（品川義則君）

次に、重松議員の発言を認めます。重松議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番議員の重松です。副議長選挙に対しての所信表明、意思表明をさせていただきます。

副議長は先ほど申されましたように、議長に事故があるとき、または議長が欠けたときに議長の職務を行うというふうにされていまして、例えば、町長と副町長の関係とは若干異なります。副議長は、議長の補佐や助言を行う職務では基本的にありません。そうは言いながらも、議会活動をスムーズに行う上で、当然、お互い協力をしていかなければなりません。そういう立場では、議長と同じく、議会運営をどのように行っていくのかを意思表示をきちっとする必要がありますので、その旨を申し上げたいというふうに思っています。

私が最も重要視する点は、基山町の未来を見据えた町政を議会としても担わなければならないという点です。基山町まちづくり基本条例第12条にうたわれている（議会の役割と責務）、そして議会基本条例で明記している二元代表制としての町議会が、町民参加を積極的に促していく、このことが最も重要だというふうに私は考えています。

また、基山町の最高規範である基山町議会基本条例を忠実に実行していく、このことは当然当たり前でもありますけれども、議会改革をその時々課題に応じて行っていく、これもまた大変重要であります。そして、この議会改革を行っていく、そのこと自体が基山町議会

の力量をはかる目安にもなってまいります。そういった意味で、改革について2点だけ申し上げます。

1点は議会の政策形成。そして、立案機能の強化です。私たち議会が積極的に政策を提言し、そして立案していく、そのことが物すごく今重要になっています。私たちだけでは力量不足もあります。当然、大学教授または専門家の助言をもらいながら、私たちは政策形成、立案機能の強化を図っていかねばならないというふうに考えています。

そしてもう一点は、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に見られるように、緊急時または大規模災害時における議会機能の迅速化、そして、ある反面強化も求めていかねばなりません。これを最重要課題として私は思っております。

そして最後に、地方公共団体、つまり基山町的意思決定機関としての議会の役割、これをやっぱり強める必要があります。よく強い首長に弱い議会というふうな表現がされます。首長と議会が二元代表制としての役割を進めていくためには、私たち自身が勉強し、そして強い立場に立っていくことも必要です。

私は皆様の意見が知識の出し合いではなくて、知恵をお互いに出し合う、そういう中で議会運営を図っていくというふうな決意を申し上げまして、所信表明にいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

以上で副議長選挙に係る意思表明を終わります。

これより副議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票によって決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、投票とすることに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に中村絵理議員及び天本勉議員を指名しま

す。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（品川義則君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（品川義則君）

異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（品川義則君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。中村絵理議員及び天本勉議員の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（品川義則君）

選挙の結果を報告します。

投票総数	12票
有効投票	11票
無効投票	0票
白票	1票

有効投票中

大久保由美子議員 8票

重松一徳議員 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、大久保議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（品川義則君）

ただいま副議長に当選された大久保議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

これより大久保議員の副議長の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○副議長（大久保由美子君）（登壇）

投票の結果をいただきまして、誠にありがとうございます。これから誠心誠意、本当に所信表明でも申し上げましたように、まだ経験不足ではございますけど、皆様の御支援、御協力をいただきまして、しっかりと務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日はありがとうございました。（拍手）

日程第4 諸般の報告

○議長（品川義則君）

日程第4．諸般の報告を行います。

最初に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告いたします。

令和元年12月24日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会定例会が開催され、栗野議員、大久保議員、議長が出席しました。

次に、令和元年12月26日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会臨時会が開催され、栗野議員、議長が出席しました。

次に、令和2年1月10日に令和2年第1回基山町議会臨時会が開催されました。

次に、令和2年1月24日に第22回佐賀県市町行政講演会が開催され、スポーツ庁長官の鈴木大地氏を講師に迎え、「スポーツが変える。未来を創る。」を演題に基調講演があり、議員12名が出席しました。

次に、令和2年1月27日に三養基郡町村議会議長会の全議員研修会が開催され、佐賀県地域交流部交通政策課課長の前田直紀氏を講師に迎え、「九州新幹線西九州ルートについて」を演題に講演があり、議員11名が出席しました。

次に、令和2年1月28日から29日にかけて、鳥取県日吉津村、島根県美郷町で「議会広報の編集について」及び「議会報告会について」、広報広聴常任委員、議長が視察研修を行いました。

次に、令和2年2月12日に令和2年第1回三神地区環境事務組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和2年2月13日から14日にかけて、大分県九重町で「夜間議会について」、熊本県御船町で「通年議会について」、議会運営委員、議長が視察研修を行いました。

次に、令和2年2月20日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会が開催され、松石健児議員が出席しました。

次に、令和2年2月27日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、栗野議員、議長が出席しました。

次に、令和2年2月27日に鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が開催され、松石信男議員、議長が出席しました。

次に、令和元年佐賀豪雨に対する災害支援金について報告いたします。

全国町村議会議長会から3万円の災害支援金の交付がありましたので、受領いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（品川義則君）

日程第5. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。栗野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（栗野久明君）（登壇）

おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告します。

1、調査事項並びに調査期日、(1)教育行政について、令和2年2月3日に基山小学校、基山中学校への現地視察を行いました。

2、調査結果。基山小学校では、小学校教育の現状把握、基山中学校では大規模改造工事

の進捗状況の確認を目的とし、現地視察を行いました。

基山小学校は、令和元年度1年生4クラス、2年生から6年生は各3クラスの計19クラス、特別支援学級は7クラスで、児童数は635名でありました。令和2年度は1、2年生各4クラス、3年生から6年生は各3クラスの計20クラス、特別支援学級は1クラス増の8クラス、児童数は637名になるであろうとの説明を受けました。全学年の授業を参観しましたが、どの学年も教師を中心に落ち着いた雰囲気での学習が行われていました。

その後、基山小学校ランチルームにおいて、教育長、教育学習課長、指導主事、基山小学校教職員（校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭、1年生から3年生の学級担任各学年1名、特別支援学級・通級指導教室担任）との質疑応答、意見交換を行いました。

教育委員会に対して何か要望等がないのかただしたところ、教室の環境整備について次のような意見がありました。

(1) 現在でも1階2階に教室が分かれており、来年からは2階にも教室が置かれるなど連絡が取りづらい。

(2) 特別支援学級は狭い教室があるため、隣の教室の声や音が聞こえて児童が集中できないことがある。このようなことから、新設される特別支援学級の場所が音楽室の隣であることから、音に敏感な児童について心配している。

また、学習指導要領の変更に伴い苦慮している点をただしたところ、英語については専門のALTがおり、非常に手助けになっている。道徳については教材づくりに苦労している。プログラミング教育については、講習は受けたが専門性が高く、どこまで教えられるのか不安が強く、専科の教師の助けがあればとのことでありました。

次に、基山中学校の大規模改造工事について、床、壁、照明等の施工状況及び学習環境への支障等について、現地確認を行いました。

当委員会としては、教育行政において、教育環境の整備は最重点項目と位置づけ、さらなる施策の充実を図っていくこと、そのためには教育学習課と現場である学校関係者の話し合いの場を数多く持つように提案いたしました。

以上をもちまして所管事務調査報告を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいまより厚生産業常任委員会所管事務調査報告を行います。

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

1、調査事項及び調査期日、(1)基山っ子みらい館について、令和2年1月31日にこども課より概要説明を受け、現地視察を行いました。

2、調査結果。本年4月開館予定の基山っ子みらい館の現地視察を行いました。1月末現在、3分の2程度まで建設が進んでおり、3月中の落成式を目指しております。

この施設は、基山保育園と子育て交流広場が共存する複合施設であります。

基山保育園は定員230名として、子育て交流広場のスペースを保育室に切り替えることで人数増にも備えております。配置職員については、27名、正規が14名、臨時職員が13名を予定しているとの説明を受けました。

監視カメラは目立つところに9台設置され、モニターは事務所で一括管理されるとのこと。保育園側の窓は建物の南側に面しており、採光の面で問題はありません。職員の控室兼作業場が洗濯ルーム側に整備され、館内のトイレは全て洋式です。また、3歳から5歳までの園児が利用するランチルームも設置されることから、従来型のそれぞれの保育室で昼食を取らせ、それぞれ片づけるという職員の手間暇は緩和されるとのことでありました。

施設は全てフェンスに囲まれ、北東部に位置する駐車場は36台分が確保されていますが、交通安全対策とスムーズな送迎者の流れを確保する必要があります。また、フェンス外側であるが、園児が遊ぶ庭に隣接する一部は竹林も多くて、やぶ蚊の問題が心配であり、対策は早急に取り組むべきです。

屋内遊戯室と活動スペースについては、保育園と子育て交流広場で共有されています。空き状況に応じて有料での貸出しが可能であり、子育て交流広場と子育てカフェは町内外を問わず無料にて提供されます。開館日は月曜から土曜までで日曜日と祝日は休みとなりますが、開館日については今後、さらに検討するように提案いたしました。

当委員会としては、子どもの避難経路等の動線をいま一度確認し、災害時等のスムーズな避難体制を構築することと、交流広場を今後どのように活用していくのか、その具体的な内容の提示、職員の昼休み休憩の確保などの待遇改善を図るよう提案いたしました。

以上をもちまして厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第6 所信表明

○議長（品川義則君）

日程第6．所信表明を議題とし、町長の所信表明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、所信表明させていただきます。

2月4日に告示された町長選において、再選させていただきました。議員各位、町民の皆様は今後ますますの御支援、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、20年ぶりの私自身は初めての選挙を経験し、これまでの人生の中では知ることのできなかった多くのことを学ぶことができましたので、今後の町政運営に活かしてまいりたいと考えております。

まず最初に、基山町の輝かしい未来に向けて、基山町民の皆様、議員の皆様と共にオール基山で日本一の町を目指して、いかなる困難も乗り越えながら、全身全霊を傾けて基山町を守り、町政運営に取り組んでいくことをお約束いたします。

さて、そのような中、世界中では新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっています。国、県の対策、そして、町の対応が試されています。そして、重要になっております。

最も住民に近い立場の基礎自治体の首長として、この試練を乗り越え、4年間のスタートを切りたいと心より願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、これまで4年間を振り返ってみます。

1期目の私の公約が、「基山町の歴史と自然を守りつつ、人口増に挑戦します」でした。職員や関係者の皆さんの頑張りによって各種の移住・定住策や子育て支援策等に一定の効果がありました。その結果、人口減少に歯止めがかかり、人口増加の兆しが見え始めたことは大きな成果だと思っています。

また、3省庁から受けた歴史的風致維持向上計画の認定や、佐賀県から受けた佐賀県遺産の認定により基肆城、荒穂神社、大興善寺等への注目が集ったこともうれしく、基山の歴史と自然の維持向上は2期目に向かって、よいスタートが切れました。

「基山町の歴史と自然を守りつつ、人口増に挑戦します」は、及第点と自己評価しているところでございます。

1期目の成果を基に、2期目の政策の方向性を一言で表しますと、「基山町の勢いをさらに加速しつつ、ぬくもりある町を目指す」です。

まず、移住・定住策や子育て支援策等の関係施策の効果により基山町の勢いが加速化する中で、この速度にブレーキをかけることはできません。むしろ加速度を増すためには、今後さらに重要になる住宅の確保や道路及び関連施設を整備することが肝要となります。

住宅開発については、民間の住宅開発を積極的に支援するとともに、町主体でもPFI方式をはじめ各種の手法を検討して、高齢者や若者向けの様々な住宅開発を検討していくことが必要です。

加えて、産業振興や特産品開発などを進めることより雇用の拡大を図ることも不可欠です。高齢者や女性の就職支援は特に重要です。

観光農園や農園レストランなどの六次産業化や、エミューをはじめとした各種加工食品の開発、さらに棚田法を活用し、地域の活性化や拠点整備、地域資源を使った新商品の開発も支援していきます。

基山町の神社・仏閣、手職人、農家・観光農園等に連携してもらい、基山のおもてなし度をアップして、基山町の特別な1日、日帰り型観光を検討していきます。

また、基山町の知名度を一段と向上させることも忘れてはいけません。そのためには、これまで以上に町民の皆さんと一体となって、大学との連携や官民連携を推進していくことが必要となります。

基山町の勢いをさらに加速することと、もう一つの大事な視点が、ぬくもりある町をみんなで作って上げていくことです。独り暮らしの高齢者世帯が増加することが確実視される中で、高齢者の皆様が生きがいを持って活躍できる環境整備、安心と安全のまちづくり、そして、地域コミュニティの再構築が重要です。

2023年の佐賀県での国民スポーツ大会の開催に向けて、軽スポーツや健康増進の取組も重要となります。

また、基山を愛する子どもたち、基山っ子を育むための支援や環境整備、子育てに悩む方々に対する包括的なワンストップの相談体制の構築や高齢者との多世代交流も不可欠です。障害者に優しいまちづくりも必要です。特に障害児対策については、早期発見、早期治療の支援等を推進します。

国際化が進展する中で、外国人の方への支援や他文化共生も重要な取組となります。

すなわち、高齢者、女性、子ども、障害者、外国人をはじめ、全ての町民の皆様が孤立化せず、暮らしやすい物心両面からのユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組みます。

これらの政策は、第5次基山町総合計画や基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を意識したものとなっていますが、その実施のためには財源の確保が必要となります。

基山町の財政の動向を見ると、現段階では比較的良好な状況ですが、今後、確実視される高齢化に伴う税収入減、公共施設等の維持更新費用の増大などを勘案すると、早急な財政計画と公共施設等総合管理計画の再検討が必要となります。

具体的には、公共施設の長寿命化や、町民の皆さんの健康増進による医療介護経費の削減等による歳出削減と、併せて積極的な企業誘致、若者世代の転入促進、基山町の特産物の充実によるふるさと納税の増額、有料広告の拡充などによる歳入の上乗せに努力してまいります。

なお、政策の検討や実施にあたっては、職員の働き方改革や人材育成などにも真剣に取り組んでいくとともに、過去の経験や他の自治体の事例を最大限参考にすることに加え、規制緩和や既存制度等の再検討により前例にこだわらない思い切った取り組みにチャレンジしてまいります。

令和2年3月3日、基山町長、松田一也。

以上でございます。

日程第7 一般行政報告

○議長（品川義則君）

日程第7. 一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

本日は令和2年第1回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」外6件、人事案件が「基山町副町長の選任につき同意を求めることについて」、農業委員会案件が「基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて」、工事請負契約案件が「基山中学校校舎大規模改造工事（管理棟）請負契約の変更について」、補正予算案件が「令和元年度基山町一般会計補正予算（第8号）」外3件、「当初予算案件が「令和2年度基山町一般会計予算」外3件となっております。また、報告事項として「基山町土地開発公社の事業報告について」をお願いいたしております。

これらについて提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

今回から、町政報告から一般行政報告ということで、あとまた、教育委員会からの報告があるというふうな、そういう形になっておりますので、よろしく願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国において、これまで水際での対策が講じられてきました。しかしながら、国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生し、2月20日には福岡市において2名の感染が確認されました。感染者が隣県から確認され、感染症対策の体制を整える必要があることから、2月20日付で町内に基山町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。

2月25日には、国から国民が一丸となって感染症対策に取り組むため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が提示され、クラスター発生の徹底した防止対策の対応などが示されました。さらに、2月26日には首相により「スポーツ・文化イベントの中止や延期、規模縮小対応要請」、2月27日には「小中学校、高校、支援学校の臨時休校要請」の表明がなされました。

このことから、本町においても3月末までの町主催の各種イベント、外部者参加の会議等について、開催中止または延期を決定いたしました。

基山中学校及び小学校につきましては、3月3日から15日までの臨時休校、卒業式においても時間短縮等の対策により行うこととしているところでございます。

本日から臨時休校でございますが、朝の様子によりますと、非常に落ち着いた形で人数的にも非常に少ない人数だというふうに聞いておりますので、ここでちょっと補足させていただいております。

この臨時休業に伴う対応として、放課後児童クラブでの1年生から3年生までの長期休業対応や、放課後児童クラブ等の受入れ対象にならない児童・生徒の小学校での受入れをすることとしておるところでございます。

これについても非常に落ち着いた状況でございますので、御安心いただければというふうに思います。

公共施設の利用につきましては、3月3日から15日までの基山町多世代交流センター憩の家
の臨時休館、基山町立図書館の利用者滞在時間の縮小のためのサービスの一時停止等の感染

症対策等を実施することとしておるところでございます。

佐賀県においては、各保健福祉事務所に相談窓口が設置され、感染が疑われる場合には診療体制の整った医療機関に確実につなぐなど、県内の感染患者の発生に備えた体制が整えられております。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、住民の皆さんに大変な御迷惑、そして御負担をおかけしますが、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が2月27日に開催され、令和2年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出予算等について全4議案が審議され、原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、令和2年度歳入歳出予算等について全6議案が審議され、原案のとおり可決されました。

次に、消防関係についてでございます。

消防団出初式を1月13日に基山町営球場で開催し、通常点検と五色放水を実施しました。本年も防火・防災意識の高揚を図るため、基山保育園の園児による演奏を行い、消防関係者や来賓、多くの観覧者を含め、約270名の参加をいただきました。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

昨年度より新たに実施しております「結婚新生活支援補助金」の2月末現在の申請受付状況は3件となっております。

移住体験住宅につきましては、2月末現在の利用件数は、宮浦体験住宅19件、小倉体験住宅14件となっております。

町内の「空家等を売りたい・貸したい人」と「それを買いたい・借りたい人」をマッチングさせる「基山町空家等情報登録制度（すまいるナビ）」につきましては、2月末現在の登録状況が、空き家提供者2件、空き家の利用希望者18件、成約件数3件となっております。

次に、産業振興関係についてでございます。

地域雇用創造協議会の主催により、1月16日に「基山町合同就職相談会・工場見学会」、12月2日から6回にわたり「創業支援セミナー」が開催されました。

「基山町合同就職相談会・工場見学会」には、地元事業者9社の参加があり、参加者も熱心に話を聞かれている様子でした。今後とも、地元企業と求職者とのマッチングを図るため、無料職業紹介所と連携を図りながら、さらなる地域雇用創造を支援してまいります。

「創業支援セミナー」には、定員いっぱいの15名の申込みがあり、受講者は、創業に向けた心構えや必要な手続、運営に必要な税務や経理等の講義を真剣な面持ちで受講されていました。中には創業の決意を固めた方もあり、今後、奨励金制度等の活用をして夢の実現を後押ししてまいります。

次に、ふ・れ・あ・いフェスタについてでございます。

昨年12月8日にふ・れ・あ・いフェスタを開催しました。今回で第16回目を迎え、基山町に残る豊かな自然や伝統的文化を通じ、町民が基山町のよさを見つめ直し、地域間、世代間の交流を図ることを目的に、自然、食と健康、交流の3つのテーマに沿った様々なイベントを開催しました。

昨年は、町政施行80周年記念の年となることから、基山町ふるさと大使の「どぶろっく」をお迎えし、ステージで、「どぶろっく」につくっていただいた基山のうた「佐賀の先っぽ基山」と「書いて消して」を基山中学校の生徒と一緒に披露していただきました。当日は大勢の方々に来場していただき、盛大に開催することができました。

また、町民会館大ホールでは、子どもから大人まで約70名が出演した第4回きやま創作劇「こころつないで」の上演を行い、2回の公演で延べ1,400名の御来場をいただきました。

次に、基山町成人式についてでございます。

1月12日に基山町民会館で基山町成人式を行いました。成人の主張では、新成人から感謝の言葉や力強い抱負が述べられ、多くの来賓から祝福を受けました。事前準備から当日の司会や運営についても新成人自らがを行い、221名の若者が仲間と共に成人としての一步を踏み出しました。

次に、生涯スポーツ事業についてでございます。

12月1日にバルセロナオリンピック・マラソン日本代表の小鴨由水選手と日本ブラインドマラソン協会強化指定選手の山下慎治選手をゲストランナーにお招きし、「第28回きやまロードレース大会・第5回スロージョギング大会」を開催しました。

大会参加者は2,093名となり、4年連続で参加者2,000名を超える大会になりました。当日は晴天にも恵まれ、盛大に開催することができました。

また、春の県体として、第60回郡市対抗県内一周駅伝大会が2月14日から16日まで、全33区間272.9キロメートルで行われました。三養基郡チームの代表として監督以下35名、うち基山町から19名の選手の方が選抜されました。

今大会の三養基郡チームは、全体会での主力選手の確保が厳しい中、33区間での区間新記録の好走による2区間での区間賞や女性区間での健闘、中学生の活躍などもありましたが、タイム差、僅か1秒差で惜しくも8位に終わりました。

次に、健康増進対策についてでございます。

子どものインフルエンザ予防接種助成事業については、広報紙や医療機関でのポスター掲示などにより周知を行い、予防接種の勧奨に努め、町内の委託医療機関で10月から12月まで実施し、1,472件の助成を行いました。

また、久留米大学との包括的連携協定の関連事業として、ふ・れ・あ・いフェスタにおいて「いきいき健康チェック」ブースを設置し、簡易血糖測定などを行いながら、糖尿病や腎臓内科専門医による健康相談を実施しました。当日は約400名の方が受けられました。

次に、保育園、放課後児童クラブの入所受付状況についてでございます。

保育園の入所受付状況につきましては、2月末で基山保育園197名、たんぽぽ保育園151名、基山バディ認定こども園130名、小規模保育事業2か所32名となっています。待機児童については、現在ございません。

放課後児童クラブの受付状況につきましては、2月末でひまわり教室232名、コスモス教室58名となっております。また、長期休業のみの受付は、ひまわり教室48名、コスモス教室27名となっております。

次に、道路関係工事についてでございます。

道工31補第9号三国・丸林線道路改良工事（ボックスカルバート）につきましては、令和2年1月22日から令和2年3月23日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が3,762万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は40%でございます。

次に、公園工事についてでございます。

公工31補第2号総合公園施設長寿命化工事（総合体育館武道場天井・アリーナ屋根外壁）につきましては、令和2年1月14日から令和2年3月31日までの工期で、株式会社堀田工務店が1億120万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は30%でございます。

公工31補第3号総合公園施設長寿命化工事（総合体育館武道場電気設備）につきましては、令和2年1月16日から令和2年3月31日までの工期で、古賀電気工事株式会社が1,769万7,900

円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は30%でございます。

次に、農業用施設災害復旧工事についてでございます。

令和元年度過年災（単）農業用施設災害復旧工事（平成30年発生丸林地区水路）につきましては、令和2年2月27日から令和2年3月31日までの工期で、有限会社林重機が1,430万円を請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

次に、図書館関係についてでございます。

開館からの図書貸出冊数は、昨年末で100万冊を超え、入館者につきましては、2月下旬に59万人を達成し、多くの方々に利用いただいております。

図書館事業につきましては、12月14日に「クリスマスおりがみ教室」、12月21日に「クリスマスお話し会」、12月19日、1月22日、2月20日に「大人のための映写会」、1月5日に「お年玉抽選会福引き」、1月26日に「きやまづくり大学RESASデジタルアカデミー事業提案発表会」を行いました。

今後とも、知・学・交流の拠点として、魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指してまいります。

次に、寄附の報告についてでございます。

全国町村会様より、12月26日に3万円、災害復旧に対する見舞金として寄附がありましたので、受領しました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

1月末時点での申込状況は、6万97件、10億75万円となっております。昨年の同時期に比較しますと、件数では38.5%増、金額では6.1%の減となっております。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今の町長の町政報告の寄附金のことですけど、全国町村会から3万円を寄附されておりますけど、全国議長会からの3万円の寄附は受け取っていないんですか。議会の議長報告では議長になっていますが、ただいま寄附の報告のところ全国町村会からしか受け取っていない

いということで、議長会からのお金は受け取っていないんですか。（「質問受け付けんと」
と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

報告に対する質問じゃないです。訂正の要請だと思いますけど。（「確認です」「町長の報告は議長会からの3万円も入った報告をしなければならないんじゃないかと」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

～午前10時31分 休憩～

～午前10時33分 再開～

○議長（品川義則君）

再開します。

松田町長。

○町長（松田一也君）

今確認したところ、そういう手続は、まだうちには来ていない手続になっておりますので、6月議会の一般行政報告のときにきちんと報告させていただくということで、ちょうど今、議会から執行部のほうに寄附が移っているということで御理解いただければと思います。6月議会の一般行政報告できちっと報告させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

議会としても早速、文書を送付したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

日程第8 教育行政報告

○議長（品川義則君）

日程第8．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、早速でございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、小学校関係についてでございます。

学力向上支援につきましては、小学6年生を対象とした算数の放課後補充学習を6月19日から12月11日まで18回にわたって実施し、基山小学校34名、若基小学校23名が参加いたしました。小学3年生の放課後補充学習については、6月19日から2月26日までの24回実施し、

基山小学校52名、若基小学校24名が参加しました。

授業参観につきましては、基山小学校では1月30日に、若基小学校では2月1日に実施しました。若基小学校では土曜授業参観として、サガテレビの平川アナウンサーの講演、東明館高校の先生によるサイエンスショーや基山中学校吹奏楽部の演奏会を併せて行いました。

来年度入学される児童の保護者を対象にした新入学説明会につきましては、基山小学校では1月17日、若基小学校では2月7日に開催し、町の教育施策や就学援助制度の説明、入学準備や学校生活等について説明を行いました。

次に、中学校関係についてでございます。

学力向上支援につきましては、中学3年生の土曜日の補充学習を9月21日から1月18日まで12回、16名の参加で実施しました。また、中学1、2年生の放課後補充学習を6月3日から3月2日まで104名が参加し、39回実施しました。

土曜授業につきましては、1月25日に近隣の高校や地域の方々にも御協力いただき、キャリア教育の一環として、2年生向けに高校説明会、1年生向けに職業人講話を行いました。

教職員の研修関係につきましては、小中一貫教育の推進に向けた3校合同研修会を2月19日に行いました。次年度からの新学習指導要領改訂に伴い、教育目標の見直し、小中一貫教育の運営組織の改編を行いました。

教育現場では、教職員の働き方改革も課題となっており、基山町教育委員会でも学校現場の業務改善計画の改訂や超過勤務の上限の方針等を2月に策定し、教職員が質の高い教育を行うための環境整備に取り組んでいます。

次に、学校関係工事についてでございます。

基山中学校校舎大規模改造工事（管理棟）につきましては、令和元年11月6日から令和2年3月26日までの工期で、鳥飼建設株式会社が2億1,450万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は70%でございます。

次に、学校給食関係についてでございます。

12月26日に行われた第48回学校給食献立調理発表会の自由部門で、基山町学校給食センターが優秀賞を受賞いたしました。

受賞献立の魚料理は、基山中学校の3年生が考えたレシピをアレンジして提供しました。魚料理を彩りよく創作し、魅力的な献立に仕上げている点が評価されました。また、災害へ

の備えや対応について考えさせるため、小・中学校で2月及び3月に非常食を体験させる取組をそれぞれの学校で実施しております。

次に、文化財関係について御報告いたします。

基山・対馬交流事業として、12月14日から15日までの2日間、町立の小中学生、東明館学園の中学生、町内の文化遺産関係ボランティアガイド、教育委員会事務局など、総勢29名で対馬市を訪問いたしました。対馬市役所で比田勝対馬市長への表敬訪問を行い、対馬藩田代領の代官を務めた賀島兵助公のお墓がある海岸寺など、対馬にある歴史遺産を見学し、基山と対馬の歴史的なつながりを学ぶとともに対馬市の歴史関係団体との交流を行いました。本事業を通して、歴史から見た基山と対馬の関係を体感することができ、将来に向けたさらなる交流意識も育むことができました。

最後に、寄附の報告についてでございます。

基山町ゴルフ協会様より、11月21日に6万円、基山町大字宮浦、吉田利雄様より12月13日に5万円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

以上で行政報告は終わりました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第9～27 議案第3号～議案第9号、同意第1号～同意第2号、議案第10号～議案第18号、報告第1号

○議長（品川義則君）

日程第9. 議案第3号から日程第15. 議案第9号まで、日程第16. 同意第1号、日程第17. 同意第2号、日程第18. 議案第10号から日程第26. 議案第18号まで、日程第27. 報告第1号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和2年第1回定例議会に付議いたします議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は条例案件が7件、人事案件が1件、農業委員会案件が1件、工事請負契約案件が1件、予算案件8件、報告事項1件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第3号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正され、登録の資格及び登録印鑑の規制に関する事項について必要な見直しを行うため、「基山町印鑑の登録及び証明に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第4号 基山町職員定数条例の一部改正についてでございます。

高齢化対策や子育て支援の充実をはじめとする町施策の推進に合わせた職員配置を図るため、「基山町職員定数条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第5号 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の一部が改正されたことに伴い、償還金規定の見直しがあったため、「基山町災害弔慰金の支給等に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

国民健康保険財政の都道府県単位化に伴い、将来的な国民健康保険税の平準化及び財政基盤の安定を図るため、「基山町国民健康保険条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第7号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

「民法」の一部改正に伴い、住宅の明渡し請求額の算定に利用する法定利率が変更されるため、「基山町営住宅設置及び管理条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第8号 基山町就学指導委員会設置条例の一部改正についてでございます。

心身に障害を有する幼児や児童・生徒に対する就学判定時のみならず、その後の一貫した教育的支援についても助言を行うため、「基山町就学指導委員会設置条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第9号 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてでございます。

基山町農産物加工場は、設置から長期間が経過し老朽化が著しいことから、令和元年度をもって施設を廃止するため、「基山町農産物加工場の設置及び管理に関する条例」を廃止するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、同意第1号 基山町副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

基山町副町長につきましては、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、酒井英良氏を基山町副町長に選任したいので、「地方自治法」第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第2号 基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする事につき同意を求めることについてでございます。

基山町農業委員会の区域内における認定農業者の数が少ない場合において、基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等、またはこれに準ずる者とするため、「農業委員会等に関する法律施行規則」第2条第1号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第10号 基山中学校校舎大規模改造工事（管理棟）請負契約の変更についてでございます。

「基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、令和元年11月5日に議決された議案第39号「基山中学校校舎大規模改造工事（管理棟）請負契約」について、変更請負契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第11号から議案第14号まで、令和元年度各会計の歳入歳出補正予算についてで

ございます。

議案第11号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第8号）につきましては、今回補正予算として、3億6,021万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも87億4,299万4,000円となります。また、今回年度内に完了が見込めない事業については、繰越明許費の設定をお願いしております。

補正予算の主なものは、国の補正予算で採択を受けた事業費の増額をお願いするものでございます。

まずは、道路橋梁費でございます。三国・丸林線道路改良や三国踏切道改良などの事業費の増額をお願いしております。補正額は2億2,751万2,000円の増額でございます。

次に、公園施設長寿命化工事でございます。総合体育館エレベーター更新のための工事費の増額をお願いしております。補正額は5,500万円の増額でございます。

次に、若基小学校校舎大規模改造事業でございます。校舎トイレ改修のための事業費増額をお願いしております。補正額は1億1,290万円の増額でございます。

次に、中学校校舎大規模改造事業でございます。エレベーターやスロープの設置のための事業費の増額をお願いしております。補正額は5,290万円の増額でございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

議案第12号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、今回補正予算として、6,352万円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも20億2,865万6,000円となります。

なお、補正予算の内容は、保険給付費等交付金等の確定等による減額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

議案第13号 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回補正予算として、34万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも2億6,301万3,000円となります。

なお、補正予算の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金等の確定等による増額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

議案第14号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、今回補正予算として、1,793万4,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせま

すと、予算総額は5億4,194万7,000円になります。

なお、補正予算の内容は、負担金や委託費等の確定による減額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第15号から議案第18号までは、令和2年度各会計の歳入歳出予算についてでございます。

議案第15号が令和2年度基山町一般会計予算、議案第16号が令和2年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第17号が令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号が令和2年度基山町下水道事業会計予算についてでございます。

各会計の歳入歳出につきましては、これから説明いたします令和2年度の施政運営方針をもって提案理由の説明に代えさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、令和2年度基山町施政運営方針の資料をお手元にお開きいただきたいというふうに思います。

全部朗読しますと何時間もかかってしまいますので、かいつまんで説明をさせていただきたいというふうに思います。

町長選挙があったときは、大体骨格予算ということなんですけれども、今回は、基本骨格予算なんですけど、必要なもの、最低限のものは組み入れてしまおうということで、町長選が終わった後、入れた部分もございますので、それで考えていただければと思います。もちろん、まだ全然入れ切っていない分もたくさんありますので、そのあたりはこれからの補正とか、場合によっては次に送るみたいなものもあるかもしれません。

まずは、今回新型コロナウイルス感染症対策も入ってきたということでございますので、三本の柱を立てております。そのうちの1本目の柱が、4行目のところに書いております「健康で、安心と安全のまちづくり」ということでございます。これが1本目の大きな柱ということでございます。それから、2つ目の柱が災害復旧も含めて、「基山の自然と歴史を守り、活かす取り組み」ということを柱にさせていただいております。これが2つ目の柱でございます。それから、3つ目が「子育て支援の更なる充実」ということで、この3つを令和2年度の三本柱ということにさせていただいております。もちろん、もっともっと柱にしなきゃいけない項目はあることは十分承知しておりますが、先ほど申しましたように、骨格予算がベースにあるということもあり、まずは緊急のところから手をつけるということで、

今回、令和2年度の施政運営方針の中ではこの3つを上げさせていただいたというふうな、そういうことでございます。

あと、この1ページにつきましては、その3つについての解説を加えておりますので、後で御覧いただければと思うんですが、特に書いていること、後でも出てきますが、健康につきまして、介護との連携も含めたところで、それから、特に特定健診率を高めるということに力を入れていきたいと。加えて、そういった事業をやるときに久留米大学との連携、先日もコロナウイルスに関しての勉強会に久留米大学から来ていただきましたけれども、そういったことも含めて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

具体的な中身につきましては、後で次の以降のページに出てきますので、そのページのときに主なものについては解説させていただきたいと思っております。

次の2ページをお開きいただきたいと思います。

この2ページは、3つの柱について、どういう主な事業があるかということで、主な事業だけを取りまとめたものでございます。この2ページはこれから以降の項目ごとの解説の中と連動しているということで、ただ、ここにあつて後にはないものはないですが、後にあつてここにはないやつはたくさんありますので、主なものということで御理解いただければなというふうに思っているところでございます。

その中でも、コロナウイルスは当然取り組まなきゃいけないものでございますし、さっき申しましたように、健康増進につきましては久留米大学との連携、そして特定、それを活用したところでの特定健診率の向上を図るためのいろんなものを盛り込んでいるところでございます。

それから、交通安全につきましては、今回、交通安全施設工事及び高齢者の免許証返納に力を入れさせていただいております。

それから、予算的には④の防犯対策で、防犯カメラとか防犯街灯につきましては、今回もそれなりの数を当初予算の中に入れてさせていただいているところでございます。

2番目の自然と歴史につきましては、まずは特別史跡の基肄城の関係の復旧と環境整備を、復旧しながら、また別のところでは環境整備をやっていくというふうな、そういう基肄城周りの話と、基肄城以外の街並み環境整備事業というのを②で書いておりますが、そういったものも今後やっていきたいというふうに考えているところでございます。

子育て支援については、①のみらい館、そして病後児保育がこれからでき上がっていきま

すので、まさに来年度はそれの活用みたいなこと、そして、多様な子育て支援を、特に無償化になっておりますので、子どもたちの数が増えていく。そして、4歳児就学準備、前からやっている事業ですが、これが障害児絡みでも非常に有用だというふうに考えておりますので、やっていきたいというふうに思っております。

ほか、支援センターの様々な養育相談みたいなものについても、いろいろ知恵を絞っていきながらやっていきたいというふうに思っております。

それに呼応するような形で、学校のほうでも、⑤のほうでスクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカーによっての相談体制を盤石なものにしていきたいというふうに思っているところでございます。

さらに、次のページ以降、少し補足させていただきたいというふうに思います。

次の3ページが、全体の予算の概要でございますが、今日は歳入歳出いろいろございますが、まず、歳入につきまして、4ページでお話をさせていただきたいと思います。

歳入につきましては、先ほどの所信表明の中でも今後歳入を増加させるためにいろいろなことをやっていきたいというふうなことを申し上げておりますが、ふるさと納税が、やっぱり一番の核になりますけれども、そういったものをしていくのと、あといろいろな様々な広告事業などにもトライしたいと思っております。ここには広告事業は書いておりませんが、ここに書いているのは企業版ふるさと納税ですね。今年度、企業版ふるさと納税は金額が落ちてしまいました。その大きな要因は、私自身が企業を回る時間が今年度はあまりなかったということが一番大きいかというふうに思っています。

企業版ふるさと納税につきましては制度も変わっていきますので、来年は、より企業の皆さんにとっても寄附してもらいやすい形になると思いますので、これについても力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

メインのほうは歳出だと思いますので、7ページをお開きいただきたいというふうに思います。

歳出では、先ほど述べましたように、基山（きざん）周辺の環境整備及び災害復旧、そして、基山駅周辺の都市再生整備についても取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

あと、義務的経費ではやはり保育無償化によって、無償化する前と無償化した後では、今までも基山町は手厚くやっておりましたので、逆にこの経費自体は変わっていないんですが、

無償化することによって対象園児の数が増え、やっぱり無償化する前に比べると経費は当然増えてしまっているというのが今の状況です。同じ園児の数であれば、ほとんど無償化する前と無償化した後では町の負担は変わらないぐらいというふうな読みをしておりましたが、そこは間違っていなかったんですけど、やっぱり無償化することによってさらに園児の数が増えておりますので、その分、経費は多くかかるというふうな形になっております。

それから、議会でも常日頃、議論していただいております障害福祉の費用も、毎年増えているということで、ただ、これは節約したり抑制することは非常に難しいものでございますので、できることとしては、かつて何度かあったような不正受給とか、そういうことがないようにきちんとチェックしていくような、そういうことを今考えているところでございます。これが概要でございまして、後で幾つかポイントを述べさせていただきたいと思っております。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

8ページで細かい話が少し出てきますが、道路のカラー舗装とか、ガードパイプ、そういった整備を行うための予算を今回提案をさせていただいているところでございます。

それから、令和2年度4月から始められたらいいと思っておりますけど、もし4月から始められない場合は、令和2年度のどの時期からか、今まで鳥栖警察署に行かなければいけなかった免許証自主返納を、基山町役場でやれるということを始めたいというふうに思っております。

これは佐賀県では多分、基山町が最初になると思っておりますので、基山町でこれがうまくいけば、それが佐賀県に広まっていくのではないかとこのように思っております。

ふるさと応援寄附金は、去年の当初予算5億円だったものを、最終的に10億円まで引っ張ることができましたので、今回の当初予算では7億円をまず計上させていただいているというふうな、そういうことになっているところでございます。

それから、8ページの一番下のところの介護保険でございますが、これも今後、第8期の介護保険事業計画の策定が令和3年度から始まってきますので、令和2年度はその前の年ということになりますので、今までの様々な取組の成果を見て、実績がどうだったかというのをきっちり出していかなければいけないというふうに思っておりますので、各種の今やっていますコーディネーター事業とか、通いの場とか、それから、サポーター制度なんかをもう一回きちんと再検証して、大きいテーマである介護に取り組んでいきたいというふうに思っております。

次のページに行きまして、(4)で、今後介護はさらに保健事業、医療事業との連携が強まってまいりますので、そのあたりについても考えていきたいというふうに思っています。特に、基山町は糖尿病が多いので、介護において、糖尿病というのは非常にまたいろいろな問題を抱えておりますので、そういったことも含めて考えていきたいというふうに思っています。

(5)が防犯対策なんです、これにつきましては防犯カメラと防犯街灯のためのやつをもう既に今回、当初予算である一定の数、これは各区との調整をして、その中でも特に急ぐ必要があるというふうに当方で考えたものについて今、予算化をさせていただいているところでございます。

(6)(7)につきましては、先ほど申した、今肥大化している福祉とその無料化のためのものというふうな、そういうことで御理解いただければと思います。

あと、(8)(10)につきましては、まさに今回出来上がります基山っ子みらい館を活用した、そして、病後児保育施設を活用した運営をこれからやっていかせていただくというふうな、そういうことを今ここに書かせていただいております。

建てることも大事ですけど、その建てたものがきちり運営されるということが大事だと思いますので、それがうまくいくように、今まさに知恵を絞っている段階でございます。

次のページに行っていただければと思います。

10ページでございますが、これも先ほどから何度も出てきております、(1)がコロナウイルスをはじめとしたことと、あと、通常の予防接種であったり健診につきまして、また、議会の中で詳しく説明させていただきますが、またそれをよりよくするために少し工夫をして、新たな提案なども今回入れさせていただいているところでございます。

そして、(2)の大学との連携は先ほど申したこと、そして、(3)も先ほど申したように、子育て世代包括支援センターの役割が非常に今、難しい問題が多くなってきていますので、ここにより専門の人を配置して、いろいろな問題を未然に、もしくは軽い段階で防げるような、そういうことが大事だというふうに考えているところでございます。

あとは、ちょっと飛びますけど、12ページの(4)で街並み環境整備ということで、例の歴まち事業絡みの基山(きざん)周辺でないところ、サイン事業であったり、古民家の関係であったり、そういったことについて取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

最後になりますけれども、13ページをお開きいただければと思います。

13ページには、教育委員会のいろいろな教育費が書かれておりますが、まさに子育て支援と教育というのは一体的なものだというふうに考えておりますので、ここに書かれている放課後の補充学習であったり、英検の受験費の話であったり、先ほど申した英語教育の話、それから、スクールカウンセラーの話、こういったものをきちんと取り組んでいくというふうなことをここでは申し上げているところでございます。

そして(5)には、基山（きざん）の復旧と環境整備を両方やる。ここは環境整備のほうですけど、基肆城南門跡地区の環境整備をきちっとやらせていただくというふうな、そういうことを書かせていただいているということでございます。

繰り返しになりますけれども、今回、選挙がございまして、骨格予算とはいうものの、やらなきゃいけない予算についてはできるだけ組み込むようにして、まだ組み込めていないようなものもたくさんございますので、そういうことを念頭に、ぜひまた今後の議会での審議をよろしく願いいたしたいというふうに思っているところでございます。

以上をもちまして令和2年度の施政運営方針の説明は終わらせていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、報告事項についてでございます。

今回1件でございます。報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

詳細については担当課長より説明させていただきたいというふうに思っているところでございます。

長くなりましたけど、以上をもちまして第1回定例議会の提案理由の説明を終了したいというふうに思います。どうぞよろしく御審議いただきまして、御可決いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第3号の詳細説明を求めます。毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

「基山町印鑑の登録及び証明に関する条例」の一部改正につきましては、成年被後見人の

人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別することがないように、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴いまして、国の「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正されました。

その趣旨に沿って、「基山町印鑑の登録及び証明に関する条例」の登録の資格及び登録印鑑の規制に関する事項につきまして見直しをする必要がございましたので、改正するものでございます。

改正の内容につきましては、議案資料の1ページの新旧対照表で御説明申し上げます。

第2条の登録の資格に関する一部改正につきましては、改正前の「成年被後見人」を、国が「意思能力を有しない者」に改めるとしたことによるものでございます。

次に、登録印鑑の規制に関して、第5条第3項につきまして、国の「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正されたことに伴う改正でございます。

次に、第6条につきましては、第5条第3項の改正に伴うただし書き中の削除でございます。

この条例につきましては、公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第4号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第4号 基山町職員定数条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

今回の基山町職員定数条例の一部改正につきましては、高齢化対策や子育て支援の充実をはじめとする町施策の推進に合わせた職員配置を図るために改正するものでございます。

内容につきましては、議案資料2ページの新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

議案資料2ページをお願いいたします。

第3条（職員の定数）のうち、町長の事務部局の職員数を「134人」から「140人」に、教育委員会の事務局の職員数を「27人」から「21人」に変更し、人員配置に弾力性を持たせるものでございます。

なお、職員の総数につきましては、これまでどおり164人としておるところで変更はございません。

3ページをお願いいたします。

上段の表が、職員定数の区分による内訳をお示ししております。中段の表が令和2年4月1日及び令和2年度末の職員数の予定数でございます。令和2年度中に高齢者保健事業と介護予防の一体的実施に向けた事業を開始するために、保健師を新規に採用し増員する予定でございます。

下段の表が、再任用職員の新規任用予定時期を参考としてお示したものでございます。

本条例の施行につきましては、公布の日からといたしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第5号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

議案第5号 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

議案書3ページ、議案資料4ページ、5ページをお願いいたします。

議案書を中心に説明をいたします。

この条例の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法律施行令の一部が改正されたことを受けまして、関係条項の改正を行うものでございます。

条例第14条第3項の全部改正をいたします。

法律の改正概要としては、国の災害援護資金の貸付けを受けた者に対する償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等の規定の改正がなされております。

条例の改正内容は、償還金の支払い猶予、償還免除、一時償還及び違約金について法律に規定されている条項番号が改正されたことにより、条例に規定する順序の変更をしております。

なお、規定中の報告等につきましては、法律に新たに規定されたものを条例に規定するものでございます。

また、本日配付しております資料（議案・補正予算関係）追加分の1ページにおきまして、法律の第14条と第16条の改正内容をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいた

します。

条例改正について、施行日につきまして、公布の日から施行することとしております。

説明については以上になります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第6号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正について説明をいたします。

議案書4ページをお願いいたします。

この条例の改正については、国保財政の都道府県単位化に伴いまして、将来的な国民健康保険税の平準化と財政基盤の安定を図るため、国民健康保険の税率、税額の改正を行うものです。なお、税率、税額については県が示しました平成30年度国民健康保険標準保険税率を用いて改正をするようにいたします。

施行日につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。

議案資料の新旧対照表にて説明をいたします。

議案資料6ページをお願いいたします。

まず、国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3本柱で構成されておりまして、さらにそれぞれの所得割、均等割、平等割により算出した税額を合算して保険税額が計算されることとなります。

第9条では、医療分の所得割の税率改正を行います。第10条では医療分の均等割の税額改正を行います。第11条では医療分の平等割の税額改正を行います。第11条第1号で、特定世帯や特定継続世帯以外の税額、第2号で特定世帯の税額、第3号で特定継続世帯の税額の改正を行います。

7ページをお願いいたします。

第12条では、後期高齢者支援金分の所得割の税率改正を行います。第13条では後期高齢者支援金分の均等割の税額改正を行います。第14条では、後期高齢者支援金分の平等割の税額改正を行います。第14条第1号で、特定世帯や特定継続世帯以外の税額、第2号で特定世帯の税額、第3号で特定継続世帯の税額の改正を行います。

介護納付金分については、第15条で所得割、第16条で均等割、第17条で平等割の改正を行います。

第31条では、低所得者層の軽減世帯の税額について改正を行います。

8ページをお願いいたします。

第31条第1号で、7割軽減世帯の形減額について改正を行います。第2号で5割軽減世帯の軽減額について改正を行います。

9ページをお願いいたします。

第3号で、2割軽減世帯の軽減額について改正を行います。

12ページをお願いいたします。

こちらに、現行税率と改正後税率の一覧表をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明については以上になります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第7号の詳細説明を求めます。亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

議案第7号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、詳細説明をいたします。

議案書6ページをお願いいたします。

基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正につきましては、民法の一部改正に伴い、債権関係の規定が見直され、住宅の明渡し請求を行った際に徴収する額の算定に利用する法定利率が変更されるため、関連する基山町営住宅設置及び管理条例を改正するものでございます。

基山町営住宅設置及び管理条例第42条では、不正の行為により入居した場合におきまして、住宅の明渡し請求ができることとしていますが、請求を行う場合、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅家賃額とそれまでに支払いを受けた家賃額との差額に年5分の割合による利息を付した額の金銭などを徴収することができるとしております。

今回、法定利率が市中金利を大きく上回る状態が続いていることなどから、民法の一部改正により、法定利率が年5分から年3分に引き下げられました。これに伴いまして、公営住宅管理標準条例案を国が改正し、明渡し請求額の算定に用いる利率の表記が「年5分の割合」から「法定利率」へと変更されましたので、本町におきましても同様に改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料13ページに新旧対照表を添付させていただいております。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第7号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についての詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第8号の詳細説明を求めます。井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

議案第8号 基山町就学指導委員会設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

心身に障害を有する幼児及び児童・生徒に対する就学先決定時のみならず、その後の一貫した教育的支援についても助言を行うことを図ることから、基山町就学指導委員会設置条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、議案資料の14ページにより御説明させていただきます。

こちらの一部改正に関する条例新旧対照表を御覧ください。

まず、題名及び第1条について、委員会の名称の変更についての改正でございます。

第2条に、就学後の教育支援についての文言を追加しております。

この条例の施行日についてでございますが、令和2年4月1日から施行することとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第9号の詳細説明を求めます。柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

それでは、議案第9号 基山町条例を廃止する条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

この議案は、これまでちぎりの里として小松地区に設置しておりました基山町農産物加工場を、3月末をもって廃止することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、第51条の次に次の1条を加えるものです。

加える1条につきましては、加工場の設置及び管理に関する条例は、廃止する。これであります。

なお、加工場廃止の理由については、昭和62年に整備して以来、32年という長い期間が経過しまして、施設の老朽化が著しく、食品加工事業の継続が困難となったためであります。

施行日については、令和2年4月1日からの施行とすることとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、同意第2号の詳細説明を求めます。柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

それでは、同意第2号 基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて、詳細説明をさせていただきます。

議案書の11ページと資料の15ページを御覧ください。

資料15ページについては、農業委員の認定農業者過半数要件の例外についてということになっております。よろしくお願ひします。

2つを併せて御覧いただければと思っております。

この同意提案につきましては、農業委員会の委員の任期は3年でありまして、今年7月の新たな任命に向けた委員改選にあたり御提案するものです。

農業委員会等に関する法律では、原則としては委員の過半数を認定農業者とすることが要件となっておりますが、過半数に届かない場合は議会の同意を得ることを条件に、認定農業者等又はこれらに準ずる者で過半数であることも要件の例外として認められているところでございます。現在、選考委員会を設置し、3月19日から4月20日までの募集期間とすることで準備等を進めておりますが、現在、基山町における認定農業者は5名のうち、4名が農業者、1法人でありまして、認定農業者のみでの委員の過半数を占めることは困難であることが想定されております。

そこで、要件の例外として認められている認定農業者である農業法人の役員等を含めた表現である認定農業者等、過去に認定農業者であった者、認定農業者の経営に参画する親族、集落営農組織の役員、指導農業士、認定農業者等の認定農業者に準ずる者として、これらを加えた人数をもって過半数とすることに議会の同意をいただきたい所存でございます。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第10号の詳細説明を求めます。井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

議案第10号 基山中学校校舎大規模改造工事（管理棟）請負契約の変更について御説明申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

令和元年6月議会で承認いただき、現在工事中であります基山中学校校舎の管理棟の大規模改造工事ではありますが、工事を進めていく中で、外壁や家具で内部が見えなかった部分で損傷が激しく、新たに追加で補修すべき箇所が見つかりましたので、追加工事を行うため、工事契約の変更をお願いするものでございます。

変更前の請負代金額は2億1,450万円でございますが、変更後の請負代金額としては2億4,857万8,000円でございます。

資料として、議案資料の16ページから20ページまで、それから、本日お配りさせていただきました議案資料追加分の3ページから8ページまでをつけさせていただいております。

まず、議案資料の16ページをお願いいたします。

議案資料16ページには建設工事変更請負仮契約書の写しをつけさせていただいております。

17ページには現在進捗状況を表した全体図をつけさせていただいております。

18ページと19ページには、校舎外観の立面図のほうをつけさせております。

補修すべき外壁の損傷部分を示しております。

20ページには音楽室の天井張り替えの詳細図をつけさせていただいております。

議案資料追加分の3ページを御覧いただきたいと思っております。

本日お配りした追加分の議案資料の3ページには、この管理棟の大規模改造工事の工程表のほうをつけさせていただいております。

それから、4ページから6ページについては、今回の工事の主な変更内容についてつけさせていただいております。後ほどお目通しをお願いいたします。

7ページにつきましては、今回の工事変更による財源の内訳のほうをつけさせていただいております。

8ページには変更に係る予算額についての説明をつけさせていただいております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第11号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、議案第11号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第8号）について説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ3億6,021万4,000円を追加し、予算総額を87億4,299万4,000円とするものでございます。

14ページと15ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、1款. 町税を3,461万1,000円、13款. 国庫支出金を1億9,293万2,000円、20款. 町債を2億360万円増額し、17款. 繰入金に6,415万4,000円の減額をお願いしております。

16ページと17ページをお願いいたします。

歳出につきましては、8款. 土木費を2億7,527万5,000円、10款. 教育費を1億815万9,000円増額し、また、予備費を48万6,000円減額するなど調整を図らせていただいております。

18ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

国の補正予算で採択をされた事業を中心に年度内に事業の完了が見込めないものについて、18件10億1,229万8,000円の設定をお願いしております。

主なものを申し上げます。

6段目になりますけれども、8款. 土木費、2項. 道路橋梁費では、三国・丸林線道路改良事業や基山駅前線舗装補修事業などの社会資本整備総合交付金事業に2億6,724万6,000円、その下の橋梁点検・白坂歩道橋等補修事業を行う社会資本整備総合交付金事業に4,757万4,000円の設定をお願いしております。

次に、一番下になります3項. 都市計画費では、総合体育館武道場天井やアリーナ屋根外壁の改修及びエレベーターの更新を行う公園施設長寿命化事業に1億9,480万8,000円の設定をお願いしております。

19ページをお願いいたします。

2段目になります。10款. 教育費では、トイレ改修を行う若基小学校校舎大規模改造事業に

1億1,290万円、現在管理棟改修を行っております基山中学校校舎大規模改造事業に1億7,492万2,000円、また、障害児等対策として、エレベーター及びスロープの設置を行う基山中学校大規模改造事業に5,290万円、それぞれ設定をお願いしております。

20ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。まず、追加分につきましては、林道鎌浦線に係る農林施設災害復旧事業に280万円の追加をお願いしております。

次に変更分でございますが、公園整備事業では2,500万円の増額をお願いしております。国の補正予算での採択を受け、総合体育館エレベーターの更新を行うものでございます。

道路整備事業につきましても、国の補正予算での採択を受け、三国・丸林線や三国踏切道の改良などを行うものでございます。9,680万円の増額をお願いしております。

次の防災基盤整備事業は、消火栓の改良に係るものですが、実績により20万円の減額をお願いしております。

次に、学校教育施設等整備事業につきましては、国の補正予算での採択を受け行う若基小学校のトイレ改修及び中学校のエレベーターとスロープ設置、こちらに8,640万円の増額、あわせまして、既定予算の中学校管理棟分の実績による160万円の減額をお願いして、差引き8,480万円の増額をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

公共土木施設等災害復旧事業につきましても、実績により870万円の減額をお願いしております。

地域鉄道対策事業では、国の補正予算での採択を受けました甘木鉄道安全輸送設備等整備事業に係るもので、140万円の増額をお願いしております。

また、地方創生基盤整備事業につきましても、国の補正予算での採択を受け、三国・丸林線の改良を行うものでございます。170万円の増額をお願いしております。

それでは、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款. 町税、1項. 町民税、2目. 法人、1説. 現年課税分に、調定額増の見込みにより法人税割額に2,073万円の増額をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

2 項 1 目．固定資産税、1 節．現年課税分に、こちらも調定額増の見込みにより1,388万1,000円の増額をお願いしております。

6 ページをお願いいたします。

11款．分担金及び負担金、1 項．分担金、1 目．農林水産業費分担金、1 節．農業費分担金に、農地農業用施設災害復旧費分担金178万9,000円の減額をお願いしております。

激甚指定に伴う受益者負担割合の減によるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

13款．国庫支出金、1 項．国庫負担金、1 目．民生費国庫負担金、2 節．社会福祉費負担金に、サービス利用の増に伴い、障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金にそれぞれ400万円、250万円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

2 項．国庫補助金では、それぞれの事業の実績や決算見込みによる減額または増額をお願いしております。

3 目．土木費国庫補助金、1 節．道路橋梁費補助金に、三国・丸林線道路改良や三国踏切道の改良に係る社会資本整備総合交付金として1億1,769万3,000円、2 節．都市計画費補助金では、総合体育館のエレベーター更新に係る社会資本整備総合交付金として2,500万円の増額をお願いしております。

次に、4 目．教育費国庫補助金、1 節．小学校費補助金では、学校施設環境改善交付金に3,758万8,000円の増額をお願いしております。若基小学校のトイレ改修に係るものでございます。

2 節．中学校費補助金でも、学校施設環境改善交付金に1,464万7,000円の増額をお願いしております。エレベーター及びスロープの設置に係るものでございます。

次に、8 目．総務費国庫補助金、1 節．総務費補助金では、個人番号カード交付事業費補助金に243万1,000円の増額をお願いしております。追加配分を受けたことによるものでございます。地方創生推進交付金175万円の増額につきましては、国の補正予算での採択によるもので、三国・丸林線道路改良に係るものでございます。

12ページをお願いいたします。

14款．県支出金、1 項．県負担金、1 目．民生費県負担金、2 節．社会福祉費負担金に、国庫支出金と同様に、サービス利用の増に伴い、障害者自立支援給付費負担金、障害児入所

給付費等及び入所医療費等負担金にそれぞれ200万円、125万円の増額をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

2項. 県補助金でも、それぞれの事業の実績や決算見込みによる減額または増額をお願いしております。

1目. 総務費県補助金、6節. 地域活性化事業費補助金に、さが未来アシスト事業費補助金175万1,000円の増額をお願いしております。追加交付決定によるものでございます。

8目. 災害復旧費県補助金、1節. 農林水産施設災害復旧費補助金では、林道施設現年発生災害復旧費補助金に435万8,000円の増額をお願いしております。林道鎌浦線の災害復旧に係るものでございます。また、農地農業用施設現年発生災害復旧費補助金1,020万9,000円の減額をお願いしております。これは、国の予算措置が令和2年度へ持ち越されたことによるものでございます。

16ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金を3,900万円、3目1節. 公共施設整備基金繰入金を4,100万円、それぞれ減額し、また、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に1,580万円の増額をお願いし、財源調整を図っております。

20ページをお願いいたします。

19款. 諸収入、5項3目2節. 雑入に、交付決定により新市町村振興宝くじ収益金交付金420万円の増額をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

20款. 町債につきましては、第3表 地方債補正で御説明をしたとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の補正予算におきましては、多くの項目は不用額見込みによる減額でございます。それ以外で主なものについて説明をさせていただきます。

24ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、6目. 企画費、19節. 負担金補助及び交付金に、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金143万1,000円の増額をお願いしております。国の補正予算での採択を受け、増額するものでございます。

7目. 交通安全対策費、15節. 工事請負費に、未就学児交通安全対策工事7,760万円の追加をお願いしております。こちらも国の補正予算での採択を受け、いわゆるお散歩コースの

交通安全対策を行うものでございます。

27ページをお願いいたします。

3項1目．戸籍住民基本台帳費、19節．負担金補助及び交付金に、国の追加配分を受け、通知カード・個人番号カード事務委任交付金に243万1,000円の増額をお願いしております。

31ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、6目．障害者福祉費、20節．扶助費に、障害福祉サービス費、障害児通所給付費にそれぞれ800万円、500万円の増額をお願いしております。

サービス利用の増加見込みによるものでございます。

40ページをお願いいたします。

7款1項．商工費、1目．商工総務費、19節．負担金補助及び交付金に、申請増を見込み、創業支援奨励金100万円の増額をお願いしております。

また、2目．観光費では、13節．委託料のビジターセンター整備工事実施設計業務委託料を115万8,000円減額し、同額を15節．工事請負費への組替えをお願いしております。

42ページをお願いいたします。

8款．土木費、2項．道路橋梁費、2目．道路新設改良費では、国の補正予算の採択を受け、事業費の追加及び予算の組替えをお願いしております。

13節．委託料に、橋梁点検委託料1,151万6,000円、路面性状調査業務委託料150万円の追加をお願いしております。

また、三国・丸林線道路改良事業におきましては、17節．公有財産購入費を1,170万円減額、19節．負担金補助及び交付金を112万4,000円減額、22節．補償補填及び賠償金を209万7,000円減額し、工事請負費へ組替えをお願いしております。こちらに国の補正予算分を合わせますと、15節．工事請負費での三国・丸林線道路改良工事は4,755万7,000円の増額となります。また、町道舗装補修工事は5,036万円の増額、橋梁補修工事、こちらは650万円の増額となり、15節．工事請負費の合計としましては1億441万7,000円の増額をお願いしております。

そのほか、19節．負担金補助及び交付金で、三国踏切道改良に係るJRへの負担金は、国の補正予算対応分の1億2,500万円の増額から組替えに係る組替分112万4,000円を控除した、1億2,387万6,000円の増額をお願いしております。

43ページをお願いいたします。

3項. 都市計画費、3目. 公園費、15節. 工事請負費に、総合体育館エレベーターの更新に係る公園施設長寿命化工事5,500万円の増額をお願いしております。

46ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、2目. 若基小学校管理費では、校舎大規模改造事業の予算をお願いしております。

13節. 委託料に、監督員支援業務委託料120万円、実施設計・監理業務委託料970万円、15節. 工事請負費に1億200万円の追加をお願いしております。校舎のトイレ改修に係るものでございます。

47ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費でも校舎大規模改造事業の予算をお願いしております。エレベーター及びスロープの設置を行うものでございます。

13節. 委託料では、監督員支援業務委託料に130万円の増額をお願いしておりますが、既定予算の管理棟分の不用額が9万7,000円ございますので、差引き120万3,000円の増加となっております。

また、実施設計・監理業務委託料に460万円の増額をお願いしております。こちらも既定予算の管理棟分の不用額が487万9,000円ありますので、差引き27万9,000円の減額となっております。

15節. 工事請負費につきましては、4,700万円の増額をお願いしております。こちらも既定予算の管理棟分の不用額が4,146万4,000円ございますので、差引き553万6,000円の増額となっております。

51ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、1目. 農地農業用施設災害復旧費、15節. 工事請負費では、災害査定による事業費の減により137万8,000円の減額をお願いしております。

次に、2目. 林道施設災害復旧費、15節. 工事請負費では、林道鎌浦線に係る災害復旧工事に958万7,000円の追加をお願いしております。

54ページをお願いいたします。

12款1項. 公債費、1目. 元金、23節. 償還金利子及び割引料に、長期債元金253万円の増額をお願いしております。これは、昨年12月の借入れに伴い、年度内の償還額が増加する

ものでございます。

55ページをお願いいたします。

13款．諸支出金、2項．諸費、1目．国県支出金返納金、23節．償還金利子及び割引料に、国県支出金返納金193万3,000円の増額をお願いしております。地方創生拠点整備交付金の不用額相当分の返納になります。

56ページをお願いいたします。

最後に、14款．予備費でございます。今回、48万6,000円を減額し調整を凶らせていただいております。

以上で令和元年度基山町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第12号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第12号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ6,352万円の減額をお願いし、総額を20億2,865万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目1節．普通交付金は、7,062万円の減額でございます。こちら令和元年度の交付金の額が決定したことによるものでございます。

同じく2節、県繰入金（2号分）754万4,000円の増額でございます。こちら令和元年度の交付金の額が決定したことによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

6ページをお願いいたします。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費負担金957万8,000円の減額でございます。

7ページをお願いいたします。

2款2項1目、一般被保険者高額療養費補助金3,474万6,000円の減額でございます。今年度の高額療養費の減額見込みによる補正でございます。

12ページをお願いいたします。

予備費を1,987万円減額することにより財源調整を行うものでございます。

詳細につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第13号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

続きまして、議案第13号 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ34万円の増額をお願いし、総額を2億6,301万3,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目1節、保健事業受託事業5万3,000円の増額をお願いしております。こちら広域連合からの受託収入の額の確定によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

4款1項1目、一般会計繰入金、1節、事務費繰入金52万6,000円の減額をお願いしております。こちらは広域連合に支払う負担金の減額でございます。

同じく2節、保険基盤安定繰入金81万3,000円の増額をお願いしております。こちら令和元年度の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

5ページをお願いいたします。

2款1項1目19節、後期高齢者医療広域連合事務費納付金52万6,000円の減額、同じく保険料等納付金につきましては、保険基盤安定繰入金分として81万3,000円の増額をお願いし

ております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第14号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第14号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）について詳細説明をさせていただきます。

説明では議案により説明し、内訳を基山町下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画兼事項別明細書により説明をさせていただきます。

議案書28ページをお願いいたします。

第2条、令和元年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益手収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的収入では、第1款、下水道事業収益、第2項、営業外収益を447万5,000円の減額をお願いし、営業外収益では2億2,272万9,000円といたします。下水道事業収益では4億526万2,000円となります。

収益的支出では、第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用を284万4,000円の増額をお願いし、3億4,102万5,000円といたします。第2項、営業外費用を944万8,000円の減額をお願いし、4,066万円といたします。下水道事業費用では、合わせて3億8,269万5,000円といたします。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「96,849千円」を「99,112千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

資本的収入では、第1款第3項、負担金を206万6,000円の増額をお願いし、第4項、基金繰入金1,565万9,000円の減額をお願いし、第4項、基金繰入金では4,912万3,000円といたします。第1款、資本的収入では、合わせて6,014万円といたします。

資本的支出では、第1項、建設改良費1,133万円減額をお願いいたします。これで資本的支出では1億5,925万2,000円となります。

補正の内容につきましては令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画兼事項別明細書にて主なものを説明させていただきます。

事項別明細書1ページをお願いいたします。

1 款. 下水道事業収益、2 項. 営業外収益、3 目. 長期前受金戻入を47万5,000円減額します。これは受益者負担金等の確定見込みによる補正でございます。

2 ページをお願いいたします。

5 目. 消費税及び地方消費税還付金を400万円の減額をお願いいたします。これは消費税還付金の確定見込みによる減額でございます。

4 ページをお願いいたします。

5 目. 流域下水道維持管理費、負担金を338万5,000円の増額をお願いしております。これは宝満川上流流域下水道で汚水処理の確定見込みによります増額でございます。

6 目. 減価償却費、有形固定資産減価償却費を169万7,000円の減額をお願いしております。これは構築物減価償却費と機械及び装置減価償却費の減額によるものでございます。

7 目. 資産減耗費の115万6,000円の増額をお願いしております。これは下水道処理場施設の固定資産除却損によるものでございます。

5 ページをお願いいたします。

2 項. 営業外費用、消費税及び地方消費税944万8,000円の減額をお願いいたします。これは消費税の確定見込みによる減額でございます。

次に、資本的収入でございます。

6 ページをお願いいたします。

1 款. 資本的収入、3 項. 負担金、1 目. 受益者負担金を206万6,000円の増額をお願いいたしております。これは会田地区の管路整備に伴います受益者負担金でございます。

4 項. 基金繰入額、1 目. 基金繰入金を1,565万9,000円の減額をお願いしております。収支の調整をいたします。

次に、資本的支出でございます。

7 ページをお願いいたします。

1 款. 資本的支出、1 項. 建設改良費、1 目. 下水道整備費、委託料1,150万円の減額をお願いいたします。これは事業変更認可図書作成業務の確定見込みによります減額でございます。

また、報償費20万円をお願いしております。これは受益者負担金納入に伴います受益者負担金一括納付報奨金でございます。

2 目. 流域下水道整備費、負担金を8万4,000円の減額をお願いしております。これは宝

満川上流流域下水道建設負担金の減額でございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を1,793万4,000円の減額をお願いし、現計予算と合わせた総額5億4,194万7,000円とするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、報告第1号の詳細説明を求めます。亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

それでは、議案書46ページ、報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明いたします。

報告第1号資料により御説明いたします。

報告事項は、令和元年度の基山町土地開発公社会計補正予算、資金計画の変更及び令和2年度の事業計画、会計予算、資金計画の5点になっております。

資料1ページをお開きください。

令和元年度基山町土地開発公社会計補正予算（第2号）でございます。

収入において、事業外収益の雑収益に1,000円の増額をしております。

2ページ目から6ページ目におきまして、雑収益の増額に伴う予定キャッシュ・フロー計算書、予定損益計算書、予定貸借対照表の補正をさせていただいております。

資料7ページをお開きください。

令和元年度基山町土地開発公社資金計画の変更についてでございます。

内容といたしましては、受入資金を125万5,930円と変更したため、差引きは118万2,630円となっております。

資料8ページ目をお開きください。

令和2年度基山町土地開発公社事業計画についてでございます。

用地の買収予定及び売却予定はございませんので、それぞれゼロとなっております。

次に、9ページでございます。

令和2年度基山町土地開発公社会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入の部の6,000円は、事業外収益の受取利息と雑収益となっております。

また、支出の部の7万3,300円は、販売費及び一般管理費でございます。

次に、10ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。

令和2年度事業を現在のところ予定しておりませんので、収入の部、支出の部ともにゼロ円となっております。

次の11ページから13ページは、ただいま御説明いたしました会計予算の説明書でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、14ページをお開きください。

令和2年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

収益の部といたしまして、事業外収益の6,000円となっております。

また、費用の部といたしましては、販売費及び一般管理費7万3,300円は人件費及び経費でございます。

収益合計から費用合計を差し引きました当期損失は6万7,300円となっております。

次に、15ページでございます。

令和3年3月31日時点における令和2年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産といたしまして、預金が111万5,034円、定期預金は4,150万円であります。公有用地については、現在公社保有の土地はございませんので、ゼロ円となっております。

流動資産に固定資産を加えた資産合計は4,261万5,035円となっております。

次に、負債及び資本の部といたしましては、流動負債、固定負債はともにゼロ円となります。基本金150万円に準備金4,111万5,035円を加えた、負債及び資本合計は4,261万5,035円となっております。

次に、16ページでございます。

令和2年度基山町土地開発公社資金計画についてでございます。

令和2年度の予定額としましては、受入資金118万8,334円、支払資金は7万3,300円で、差引き111万5,034円でございます。

次に、17ページでございます。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度基山町土地開発公社予定キャッ

シュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローは、マイナス6万7,300円となっております。

固定資産の取得及び売却はありませんので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

また、借入れや返済に係る現金の出し入れもありませんので、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

令和3年3月31日において、現金及び現金同等物期末残高は111万5,034円となっております。

以上をもちまして基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

日程第28 予算特別委員会の設置について

○議長（品川義則君）

日程第28. 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第4条の規定により、令和2年度一般会計、各特別会計及び下水道事業会計予算を審査するため、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、予算特別委員会の委員の数を11名と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会委員の指名を行います。

予算特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名いたします。

本日の会議は以上をもちまして散会いたします。

～午後0時16分 散会～